

美唄市告示第 24 号

公募型プロポーザル方式に関する公告

公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

令和 3 年 4 月 5 日

美唄市長 板 東 知 文

記

1 目的

この要領は、美唄市ふるさと納税業務の委託に係る委託業者を選定するためのプロポーザルに必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

美唄市ふるさと納税業務委託

(2) 業務期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(3) 策定方針と業務内容

別紙「美唄市ふるさと納税業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに。

(4) 予算額

委託料の上限は寄附金額の 5% (消費税額及び地方消費税額を除く。)とする。

3 参加資格

本業務の提案に参加を希望するものは、次の参加要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。

- ①会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に規定する更生手続きの適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
- ②民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に規定する再生手続きの適用を申請した者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。

- (2) 国税及び地方税の滞納がないこと。

- (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。
- (4) 市区町村においてふるさと納税業務の実績を有すること。

4 スケジュール及び実施要領等の交付

(1) スケジュール

参加申込・質問の受付期間	令和3年4月5日(月)～13日(火)
質問の回答期日	令和3年4月14日(水)
企画提案書等提出の期間	令和3年4月15日(木)～23日(金)
企画提案審査	令和3年4月27日(火)
審査の結果通知	令和3年4月30日(金)
契約の締結日	令和3年5月上旬
事業の開始	令和3年5月上旬

(2) 実施要領及び仕様書の交付

実施要領及び仕様書の交付は、美唄市ホームページ上で行う。(ダウンロード)

5 参加申込

(1) 提出書類

- ① 参加表明書【様式1】
- ② 会社概要書【様式2】
- ③ 関連業務実績書【様式4】
- ④ 協力会社概要書【様式5】

※業務遂行のため、社外の協力を求める場合のみ作成すること

(2) 提出期間

令和3年4月5日(月)から令和3年4月13日(火)まで

(3) 提出先

〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号 美唄市経済観光課観光振興係

(4) 提出方法

- ① 持参の場合は、平日午前8時45分～午後5時15分の間に持参すること。
- ② 郵送の場合は、令和3年4月13日(火)必着とする。

(5) 辞退

参加申込書を提出した後、都合により辞退する場合は、速やかに辞退届【様式任意】を持参又は郵送により提出すること。

6 質問

(1) 提出書類

質問書【様式3】

(2) 提出期間

令和3年4月5日(月)から令和3年4月13日(火)まで

(3) 送信先

メールアドレス：furusato-bibai@city.bibai.lg.jp

※ 送信後は、下記宛に送信した旨の電話連絡をすること。

美唄市経済観光課 観光振興係 成田 0126-63-0112

(土、日、祝日を除く、9時～12時及び13時～17時の間)

(4) 提出上の注意

- ① 電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。
- ② 電子メールによる質問のみ受け付ける。
- ③ 質問書は参加申込書を提出する事業者のみ受け付ける。

(5) 回答

- ① 令和3年4月14日(水)までに、美唄市ホームページに掲載する。
- ② 質問を行った事業者名は公表しない。
- ③ 回答に対する再度の質問には回答しない。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書は、参加申込書を提出した者のみが提出することができる。
- ② 提出締切日以降における提案書等の差換え及び提出は一切認めない。

(2) 提出期間

令和3年4月15日(木)から令和3年4月23日(金)まで

(3) 提出先

〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号 美唄市経済観光課観光振興係

(4) 提出方法

- ① 持参の場合は、平日午前8時45分～午後5時15分の間に持参すること。
- ② 郵送の場合は、令和3年4月23日(金)必着とする。

8 企画提案書作成要領

- (1) 提案書は、表紙・目次・本編で構成すること。白黒・カラーいずれも可とする。
- (2) 提案書は表紙を除き任意様式(A4、両面印刷、枚数不問)とする。なお、図・表などはA3での作成も可とする。
- (3) 文字の大きさは11ポイント以上を使用すること。
- (4) 提出部数は、正本1部、副本6部とする。
- (5) 表紙は、「美唄市ふるさと納税業務委託プロポーザル提案書」と題し、正本のみ代表者印の押印をすること。

9 失格に関する事項

参加申込者は、以下のいずれかに該当した場合は、失格又は無効とする。

- (1) 実施要領に定める参加資格を満たさない場合
- (2) 実施要領に定める手続きを遵守しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

10 企画提案審査（プレゼンテーション）

- (1) プレゼンテーションによる審査を実施し、選定委員会の審査の結果、合計点が最も高い参加希望者を受託候補者とする。
- (2) 採点の結果、同点となった場合は、選定委員会の合議により決定する。
- (3) 令和3年4月27日(火)に実施する。開始時間は電話及びメールにより担当者に通知する。
- (4) 参加人数は、2名以内とする。
- (5) 審査時間は、プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分程度とする。
- (6) プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めない。
- (7) プレゼンテーションは非公開とする。
- (8) 審査の経緯・内容に関する問い合わせは一切回答しない。
- (9) 企画提案書を提出した事業者が5者を超える場合には、企画提案書による第一次審査を実施し、上位5者をプレゼンテーションへの参加事業者とする。第一次審査は、事務局において企画提案審査調書を作成し、選定委員の了承を得た上で選定する。なお、審査は企画提案審査評価項目に基づき行う。

企画提案審査評価項目

	審査項目	評価基準	配点
1	業務実績	過去のふるさと納税業務の実績から、本業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。	5 点
2	業務の実施体制	業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。また、美唄市内での事業所設置や本業務遂行のため市内事業所との連携又は市内での雇用発生を見込んでいるか。	10 点
3	運用開始までのスケジュール	運用開始までのスケジュールが適正に管理されており、運用開始時期において確実に業務を履行することが見込まれるか。	5 点
4	返礼品の企画について	美唄市の魅力を発信できるような返礼品を企画出来る体制であるか。返礼品提供事業者とのコミュニケーションが円滑にすすめることができるか。	10 点
5	問い合わせに対する対応について	寄附者からの問い合わせ及び苦情に対し、丁寧かつ柔軟な対応が可能な体制であるか。また、配送トラブルや苦情に対し適切に対応できる体制であるか。	10 点
6	寄附者の利便性・操作性など	受付サイトが操作しやすく、寄附者の目を引くデザインであり、申込から決済までの手続きがスムーズに誘導できる仕様、レイアウトが提供できるか。寄附者の利便性の向上に寄与するものとなっているか。	10 点
7	情報セキュリティ等に関する対策	個人情報などの漏えいを防止するための対策が講じられてお、それが有効性のあるものとなっているか。	5 点
8	寄附者への決済、本市への代理納付方法	多様な寄付方法が提案され、寄附者の利便性に配慮されているか。寄附者の決済及び本市の指定する金融機関の口座への払い込みが円滑かつ確実に行われる仕組みとなっているか。寄附者情報の管理及び収納情報の管理が適正に行われる仕組みとなっているか。	5 点
9	返礼品提供事業者との連携、配送管理体制について	返礼品提供事業者との連携を密にし、配送業務を円滑に実施できる体制となっているか。受付サイトに掲載する返礼品の説明文や画像、発注連絡や発注管理システムの操作等について事業者を支援できる体制となっているか。	10 点
10	市の事務負担の軽減、市への寄附者情報の提供方法について	提案の内容が市の業務負担を軽減する内容のものか。また、市が寄附者情報を一元的かつ適切に把握できる情報提供システムが構築されているか。	10 点
11	寄附者との継続的なつながりについて	リピーター獲得やふるさと美唄応援団への PR につながる寄附者との関係性を構築できる手法、体制が整っているか。	10 点
12	独自提案	全国他市町村の先進的な事例を分析し、仕様書及び総務省通知の内容を満たした上で、本市に導入可能な、寄附額増加のための改善案等を提案すること。	10 点
合計点			100 点

11 契約

(1) 契約締結前の詳細協議

優先交渉権者は、企画提案書の内容に基づき、随意契約に向けた諸条件について美唄市と詳細を協議する。この協議が整い次第、優先交渉権者はあらためて見積書を美唄市に提出するものとする。なおこの協議は、優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとする。

(2) 契約締結

前項の協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行う。ただし、協議が整わない場合にあっては、次順位の者と協議の上、契約を締結する場合がある。なお契約は、毎年度の実績等を評価し、1年毎とする。

12 その他

- (1) 本プロポーザルに伴う、提案書等の作成及び提出等それらに係る費用の一切は参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、返却しない。
- (3) 申請書類の公開については、美唄市情報公開条例(平成11年条例第1号)に基づき取り扱う。
- (4) 提出された提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。
- (5) 審査基準に関する質問は受け付けない。
- (6) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (7) 提案者が1事業者のみの場合でも、プレゼンテーションを行い、市の設定する基準点に満たない場合は失格とする。
- (8) 審査の結果、いずれの提案も本実施要領で示した内容を満たしていないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがある。